

平成28年度公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 自主事業に係る運営費補助金交付要綱

27才推調第1687号

平成28年3月31日

(趣旨)

第1 この要綱は、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団（以下「事業団」という。）に対し、都民の生涯にわたるスポーツの普及振興を図り、文化的生活の向上に寄与することを目的に、平成28年度公益財団法人東京都スポーツ文化事業団自主事業に係る運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、事業団が行う次に掲げる事業とする。

(1) 広域スポーツセンター事業

ア 人材養成・研修事業

(ア) 地域スポーツクラブの設立・育成に関わる人材の養成や研修に関する事業

イ 活動支援事業

(ア) 地域スポーツクラブの連携・交流に関する事業

(イ) 島しょ地区の地域スポーツクラブの育成に関する事業

(ウ) 地域スポーツクラブ未設置地区でのスポーツ体験と関係者の連携に関する事業

ウ 相談事業

(ア) 地域スポーツクラブの設立・育成に関する相談事業

エ 指導者派遣事業

(ア) 地域スポーツクラブの設立・育成に関わる指導者の派遣事業

オ スポーツ参加促進事業

(ア) 地域スポーツクラブが中心となった都民のスポーツ参加促進を支援する事業

カ 情報収集・提供事業

(ア) 地域スポーツクラブの設立・育成に関する情報収集と情報提供事業

キ その他目的達成に必要な事業

(2) スポーツ国際交流事業

ア スポーツを通じて実施する海外との友好親善を目的とした事業

イ その他目的達成に必要な事業

(補助事業の実施期間)

第3 第2に定める補助事業の実施期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

(補助対象経費)

第4 補助の対象となる経費は、補助事業の実施に必要な経費とし、次に掲げる経費とする。

(1) 広域スポーツセンター事業

ア 管理運営事務に要する経費（業務に従事する職員の人件費を含む。以下「管理運営経費」という。）

イ 事業の実施に要する経費（以下「事業運営経費」という。）

(2) スポーツ国際交流事業

ア 事業運営経費

（補助金の交付額）

第5 第4の経費区分に対応する補助額は、次に掲げる額とし、予算の範囲内において補助する。

(1) 広域スポーツセンター事業

ア 管理運営経費から、管理運営経費に充当した雑収入等を差し引いた額

イ 事業運営経費総額から、事業運営経費に充当した事業の実施に伴う収入（寄附金収入及び協賛金収入を含む。）及び雑収入を差し引いた額

(2) スポーツ国際交流事業

ア 事業運営経費総額から、事業運営経費に充当した事業の実施に伴う収入（寄附金収入及び協賛金収入を含む。）及び雑収入を差し引いた額

（補助金の交付申請）

第6 事業団は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、東京都知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

(1) 平成28年度予算執行計画書

(2) 平成28年度事業計画書及び収支予算書

(3) 定款及び役員名簿

(4) 印鑑証明書

(5) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第7 知事は、第6の規定による申請を受理した場合において、その内容を審査し、補助金を交付すると決定したときは、補助金交付決定書（別記第2号様式）により、事業団に通知する。

2 知事は、1の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。

（申請の撤回）

第8 事業団は、第7の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知を受けた日の翌日から14日以内に申請を撤回することができる。

(事情変更による決定の取消し等)

第9 知事は、この補助金の交付の決定後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときには、その交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその交付の決定の内容若しくは一部を取り消し、又はその交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 1の規定により補助金の交付の決定を取り消すことが出来る場合は、天災地変その他補助金の交付決定後に生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合とする。

(補助金の請求)

第10 事業団は、補助金の支払を受けようとするときは、請求書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、1の請求書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助金の支払を適当と認めたときは、これを支払うものとする。

(補助金の交付)

第11 この補助金は、事業団の事業計画及び事業執行状況に応じて四半期分毎に年4回交付するものとし、概算払とする。

(承認事項)

第12 事業団は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち、軽微なものについては、報告をもって代えることができる。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(変更承認申請)

第13 事業団は、第12の規定による承認を受けようとするときは、変更承認申請書(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(変更承認)

第14 知事は、第13の申請を受理した場合において、申請の内容を審査し、変更を承認することを決定したときは、変更承認書(別記第5号様式)を交付し、承認しないことと決定したときは、通知書(別記第6号様式)によりその旨通知する。

(事故報告)

第15 事業団は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第16 知事は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業の遂行状況に関し、事業団に報告させるものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、帳簿等の検査を行うことができる。

(補助事業の遂行命令等)

第17 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に従って遂行されないと認めるときは、事業団に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命令することができる。

2 事業団が1の命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第18 事業団は、平成28年度終了後又は第12（3）の規定による補助事業の廃止後、速やかに実績報告書（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金精算額の報告に当たっては、補助事業全体の収支内訳を示さなければならない。

(補助金の額の確定)

第19 知事は、第18の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定書（別記第8号様式）により、事業団に対し通知する。

(是正のための措置)

第20 知事は、第19の規定による審査の結果、補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合していないと認めるときは、事業団に対し当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

(決定の取消し)

第21 知事は、補助金の交付決定を受けた事業団が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。

2 1の規定は、第19の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第22 知事は、第9又は第21 1の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、

当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

- 2 第19により交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金)

第23 事業団は、第21 1の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、当該補助金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

- 2 1の規定により返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
- 3 1の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、納付した金額が返還を命じた補助金の金額に達するまでは、その納付金額は、まず、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金)

第24 事業団は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

- 2 1の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(財産処分の制限)

第25 事業団は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 1の承認を受けて、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を処分することにより収入があった場合は、知事は、その収入の全部又は一部を都に納付させることができる。

(帳簿等の整理保管)

第26 事業団は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他関係書類を備え、経理の状況を常に明確にしておくとともに、当該帳簿その他関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第27 この補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)の定めるところによる。

附 則

第1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。